

平成31年白川町議会第1回定例会 町長提案説明及び教育運営基本方針

本日ここに、平成31年白川町議会第1回定例会を招集しましたところ、議員全員のご参集を賜り心からお礼申し上げます。今定例会は、平成最後の定例会となりますが、新年度の行財政運営の基本となる当初予算の審議をしていただく極めて重要な議会であります。長時間の審議をお願いすることとなりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、岐阜県においては、豚コレラの感染拡大が非常に心配なところです。先が見えないということは、この上もない不安なことであります。行政の大切な任務は、住民に不安を与えないこと、この町で安心して暮らせるという環境づくり、そして町民の生活を豊かにすることと考えます。経済的、文化的、社会的地位向上ということです。経済的に豊かになるために産業の振興を図っております。また、人間はパンのみで生きているわけではありません。人間としての教養も必要です。さらには健康な体も必要です。これらの充実に努力いたしております。

鎌倉時代、鴨長明が記した方丈記に「行く川の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず。よどみに浮かぶうたかたは、かつ消えかつ結びて、久しくとどまりたるためしなし。世の中にある人とすみかと、またかくの如し。・・・」この方丈記は、長明が質素な庵に住みつつ、当時の世間を観察して書き記したものです。特に、地震、竜巻、台風、洪水など自ら経験した天変地異に関する記述が書き連ねられています。このため、東日本大震災後、あらためて注目されてもいます。

質素な暮らしと健康法についても書かれています。「体を動かし、歩くことは健康的である。静かに休んでいるのは不健康だ。着るものなどは手に入るなり適当にすればいいのだし、食べるものも手に入ったなり食べていけばいい。粗衣粗食の生活は一見みすぼらしいが、恥ずかしいこともない。」

また、「身分が低ければ、権力者の前で小さくなっていなければならない、貧乏であれば、裕福な隣人と顔を合わせる度に恥ずかしい思いをせねばならない。人家の密集地に住めば、火事の類焼を免れず、僻地に住めば交通の便が悪く、盗難の心配もある。出世するほど心は貪欲になり、かといって独身だと軽く見られる。財産があれば心配になり、貧しければ恨みがましくなり、誰かを頼りにすると自分は失われ、そのものに支配される事になる。誰かの面倒をみると、愛情にしばられる。世の中の常識に従えば窮屈だが、従わないと狂人と同じに映る。結局、この世の中には、心休まる場所はどこにもない。」と。

つまり、私たちは、勝者も敗者もなく、大きな流れの中の小さな存在でしかないということです。ゆえに、おごることも、自分の力を過信することもなく、人に支えられて生かされていることに感謝し生きていかなければならないと教えてくれています。

さらに、「魚は水にあらず、魚にあらざれば、その心を知らず」とあります。魚は水に飽きることはありません。そして、その気持ちは魚になってみないと分からないものです。それは人も同じで、自分と違う考え方の人がいても、その人にとって正しければ、それでいいのです。受け入れて尊重する気持ちが大事です。お互いの個性や価値観を認め合えば、温かなつながりをもって生きていくことができると考えます。方丈記は、今から800年も前に記されていますが、今を生きる私たちに多くの教訓を与えてくれるものであり、自己を顧みて反省しています。

それでは、ただ今より、今定例会に提出しております議案の大要についてご説明申し上げます。

議第2号から議第7号までは、平成31年度一般会計予算並びに各特別会計予算であります。

それぞれの予算規模は

		本年度当初対比
一般会計	58億 円	3.5%減
国民健康保険特別会計	10億6,300万円	5.6%増
簡易水道特別会計	3億7,600万円	46.4%減
地域振興券交付事業特別会計	8,950万円	159.4%増
介護保険特別会計	11億900万円	0.7%減
後期高齢者医療特別会計	1億3,810万円	6.1%減
総 額	85億7,560万円	4.9%減

としております。

ここからは第5次総合計画の施策の大綱に沿って、もう少し具体的な予算の内容についてご説明申し上げます。

(1) 人と人とのふれあいによるまちづくり

平成31年度は、「白川町第6次総合計画」の策定に向けて本格的な準備を進める重要な

年となります。学校統合、庁舎建設など大きな課題が山積する中で、多くの方の声に耳を傾け、議論を重ね、ときに専門家の意見を参考とさせていただきながら基本構想を策定し、33年度以降の町政の方向性を確立してまいります。

「白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、計画の最終年度となります。これまで地方創生交付金等を活用しながら各種の事業を展開してきたことで、転入・転出の差はその目標値を予定より2年早く達成するなど、着実に成果を挙げています。「地方創生」については、意欲的に取り組んだところとそうでないところで「地方創生格差」が生じているとも言われています。国においては、事業の目標達成状況等の総点検を経て、次期5カ年の総合戦略に向けて動き出すようですので、これに呼応して、更なる雇用の創出と人口減少に少しでも歯止めをかけるべく、町の新たな戦略づくりについても総合計画の策定にあわせて進めてまいります。

移住・交流サポートセンターを通じて白川町に移住してくださった方は、この4年間で108名となる見込みです。サポートセンターはこの1月に法人化したので、これまでできなかった収益事業にもチャレンジすることが可能となりました。サポートセンターの拡充を図るべく、三川地内で空き家を借り受け、改修を進めてきました新たな拠点も間もなく完成となります。サポートセンターが空き家を取得し、リフォームを行った上で提供する空き家サブリース事業、平成31年度から新たに請け負う農園付きコテージの管理運営、また「まめな館とみだ」などを活用した農泊・民泊、さらにはインバウンド事業などにも、地域おこし協力隊員や集落支援員の力も借りながら積極的に取り組んでまいります。地域おこし協力隊につきましては、平成31年度も交代はありますが、9人体制を目指すこととし、林業の担い手、サポートセンター職員としての募集を開始いたしました。引き続きさまざまな事業に参画しつつ、白川町のまちづくりに新風を吹き込んでもらいたいと考えています。

地域を魅力的にするには何が必要か、磨くべき資源は何か、そのためには何をすればいいのか、今魅力発見塾の塾生の皆さんが自分なりの答えを見つけ出し、早い人はすでに実践に向けて動き出してくださっています。2期・3期の塾もそれぞれ魅力いっぱいの提言にあふれており、今後の展開に期待が持てる事業となっています。次年度からは、こうした活動をつなげ、広げていく組織の育成も図りながら、起業支援などにも努めてまいります。

人口の減少が今後も進むことが予想される中で、地域におけるコミュニティの強化、新たな担い手の確保は近年大きな課題となっています。当たり前のように行われていた従来

の地域活動の維持に支障を来している集落が年々増えつつあります。数年前から「関係人口」という言葉がクローズアップされ始めました。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「観光人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人のことを指します。人口減少・少子高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面する中、変化を生み出す人材が地域に関わり、新たな地域づくりの担い手として活躍する事例が増えつつあります。本町においても地域に多様に関わる「人材」である「関係人口」に着目し、地域外からの交流の入り口をさらに増やしながらか種の政策を進めてまいります。

平成31年度は第6次行財政改革大綱の最終年度となり、これからの改革に向け新たな大綱を作成するため、厳しい姿勢で行財政改革に取り組まなければなりません。年々、事務量が増加する中、限られた人数で行政サービスを低下させずに、職員一人一人が資質の向上に努め、主体的な職務遂行と自己啓発を促し、職員の育成と組織の活性化を図ることが必要となります。また、今まで臨時・非常勤職員として行政全般に協力いただいていた方々の任用が、平成32年4月から会計年度任用職員として大きく変わることとなります。新制度への円滑な移行に向けた条例や臨時職員等の処遇などを検討してまいります。

(2) 緑（地域）の資源を活かした豊かなまちづくり

中山間地の農業は依然として厳しい状況が続いており、農地の集積化の推進などにより農地の有効利用が求められています。経営所得安定対策においては、産地交付金を活用して地域戦略作物の大豆、加工用米を奨励するとともに振興野菜などの取り組みを進め、需要に応じた水田の活用と農業者の経営の安定を支援してまいります。集落営農組合においては、佐見地区の4組織が2月に統合され「農事組合法人ファーム佐見」を設立されました。地域農業の担い手として、多くの水田を集積することにより、農業経営の安定、地域内農地の維持管理に積極的に取り組んでいただいております。今後の発展に期待するところです。集落営農組合等の組織のない地域においても、今後の農地維持が課題となる中で、農業委員・農地利用最適化推進委員と協力して、解決に向けた地域での話し合いの活発化を推進し、地域にあった農地管理の方法を検討していきたいと考えています。

鳥獣による農業被害については、進入防止柵を設置した地域では、ある程度の効果はあるものの、町内全体としては減少していない状況にあります。猟友会の協力も得て、捕獲にも取り組んでいますが、猟友会員の減少も進んでおり、地域住民の協力なくしては困難な状況となっています。捕獲鳥獣の処理施設については、捕獲従事者の負担軽減につなが

る施設の設置に向けて、引き続き検討を進めてまいります。また、昨年から、豚コレラが豚だけでなくイノシシにも感染が広まっており、この根絶のためにも、より一層の捕獲をお願いしてまいります。

昨年、地方創生拠点整備事業で建設した3施設については、本格的に運用が始まり、1年が経過しようとしています。「よいいち美濃白川」においては、国道の交通量の減少や災害等もあり、厳しい運営となっていますが、徐々に認知度も上がり、売り上げが回復傾向にありますので、今年度の販売状況に期待を寄せているところです。「黒川農業研修交流施設」については、設立当初から研修生2名を受け入れて順調な運営が図られています。運営主体である「NPO法人ゆうきハートネット」が有機農業をキーワードとして「田園回帰」を志向する若者の定着をサポートすることにより、地域農業の担い手不足の解消、地域コミュニティへの貢献が認められ、農林水産祭表彰のむらづくり部門において内閣総理大臣賞を受賞されました。今後も、安定的な施設運営と地域農業の担い手確保に、積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、「佐見食品加工施設」も地域雇用の場として役割を果たしていただいております。いずれの施設においても課題がありますが、町としても引き続き支援をしていくこととしております。

お茶については、平成28年度から進めてきました「美濃白川茶」の海外展開において、マレーシアでの販路開拓がある程度道筋も確保され、今後も白川町農業開発を中心に海外展開を継続し、販売促進に努めてまいります。また、リーフ茶の販売不振が続いている国内販売についても、再度見直しを行い、未開拓地域での販路拡大、新たな商品づくり、販売促進により、厳しい経営状態の続く町内茶生産組合の経営改善、生産体制の維持に寄与できるよう努めてまいります。また、中野茶生産組合、黒川茶生産組合においては、乗用摘採機の導入にあわせて、GAP（農業生産工程管理）に取り組むこととしており、食の安全、環境負荷の低減、経営の改善などにつながる町内での初めての取り組みとして、また茶生産組合のリーダーとして活躍いただくよう支援してまいります。

新規就農者は、平成30年度に研修を終えた1名が町内で独立して就農することが決まっており、新たな地域農業の担い手として、地域コミュニティの活性化に寄与できるものと考えています。現段階では新たな研修生の予定はありませんが、美濃白川就農応援会議とも連携して、今後も積極的な受け入れができるよう就農相談等も充実していきたいと考えています。

土地改良事業においては、県営中山間総合整備事業による圃場整備、農業・集落の排水整備が本格的に始まり、早期の完了を岐阜県に要望してまいります。また、農地中間管理

機構関連農地整備事業として、新たに佐見地区における「ファーム佐見」区域の圃場整備を計画しており、円滑な推進に努めてまいります。

白川町の90%近くを占める森林を活用する林業振興は、地域活性化の要であります。町有林の国際的な森林認証取得に続いて、昨年は森林組合も加わり、今後、認証材の伐採、市場提供を推進してまいります。また、平成31年度は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザに提供する認証材の加工が終わり、夏にはビレッジプラザへ搬入されることとなっております。また、近年中に予定されている名古屋城天守閣木造復元への木材提供の準備も進めており、白川町の東濃ひのきを積極的にPRしていきたいと考えています。

また、平成31年度からは「森林環境譲与税」の交付が開始されます。予算や用途の詳細が今後正式に示されることもあり、現段階では森林整備の大前提である森林境界の明確化、不足が問題視されている林業従事者の確保・育成の推進に使用していきたいと考えています。これとあわせて、昨年、森林組合に導入された林業機械の有効活用を推進するとともに、新たに東濃ヒノキ白川市場においても中型のグラブ2台と自動搬器を導入し、木材生産の増加と若手林業者の育成を図ってまいります。また、中小規模森林所有者の森林整備や多様な担い手確保を図るため、自伐林家型森林整備についても支援を続けてまいります。

木材産業の振興と活性化を図るため、町外に建築される木造産直住宅に対する助成制度「しらかわの家、柱50本プレゼント事業」は、引き続き支援してまいります。また、木製品開発として飛騨産業との提携により作成した、応接セットや学習机、ダイニングチェアを建築組合と連携して販売していくとともに、組立型の積み木「つみマスくみマス」は町の出産祝い品として贈るなど木製品のPR、販路開拓にも取り組んでまいります。

林道整備事業につきましては、公共林道事業で1路線、県単林道事業では4路線の改良事業と1路線の開設を予定しております。さらに、県の公共林道整備事業による瀬戸ヶ平線の早期完成を引き続き要望しており、木材生産推進のため計画的な森林整備の推進に努めてまいります。

農林業を取り巻く状況は、ますます厳しくなる一方で、「田園回帰」により地方が注目されています。厳しいときにこそ基礎となる取り組みを推進するとともに、「田園回帰」をよい機会ととらえ、農林業資源が豊富な白川町を積極的にPRするとともに、農林業の担い手確保など、今後の農林業の振興につなげていきたいと考えています。

観光振興につきましては、引き続き観光協会を中心に関係団体と連携を図りながら各種

の事業を推進してまいります。メ〜テレドラマ「岐阜にイジュー！」「イジューは岐阜と」に続き、今月末から白川町をロケ地とした映画の撮影が予定されています。テレビや新聞などマスコミに取り上げられることは町のPRにつながりますので、そうした機会を増やすためにも、SNSを活用した情報発信等にさらに努めてまいります。

1月に観光協会が開催しました「農泊・民泊勉強会」には予想を上回る参加者がありました。当面は有志の勉強会を支援し、実施体制の整備を進め、事業展開につなげたいと考えています。

厳しい経営が続くピアチェーレにつきましては、職員の意識改革を促し、よいいち美濃白川との連携を図りつつ、効果的なイベントの開催、魅力的な商品やメニュー開発等に努めながら経営改善を進めてまいります。なお、ピアチェーレの道の駅温泉、クオーレふれあいの里、佐見ふるさと体験村の利用料金等につきましては、10月から消費税率の引上げが予定されていることから、この機に近隣施設の料金等を勘案しつつ、見直しをすることとしておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

中小企業・小規模企業の支援につきましては、平成31年度において新たに「小規模商店振興補助金」を予算化しております。これは文字通り小規模商店の支援を図ることが狙いであり、まずはモデル的に取り組む中で、新しいことにチャレンジする気運を高めていただきたいと考えております。そのほか、経営基盤の強化を図る利子補給制度を再延長するとともに、創業支援補助金等の助成事業につきましても引き続き実施してまいります。

また、消費税率引上げに伴い、国においては低所得者、子育て世帯の消費に与える影響の緩和と、地域消費の喚起を目的にプレミアム付き商品券の発行が計画されています。本町では2,000人程度が該当になると予測されることから、5,000万円分の商品券の発行に対応する額を予算化しております。既存の振興券発行事業とあわせて町内の消費喚起に努めてまいります。

(3) 住む人みんなにやさしいまちづくり

「子育て環境の充実」のための施策については、第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以降に30万円を祝い金として給付する出産育児給付金制度から、子どもの成長にあわせ、満1歳時と小学校入学前に5万円、中学校入学前に10万円を地域振興券で支給し、育児環境の向上と子育て世帯の定住を促すことを目的とする、子育て応援給付金制度へと見直すことといたしました。なお、制度の移行には周知期間を1年間設けて平成32年度から進めてまいります。また、実施から5年目を迎える3歳児から5歳児の保育料の

無償化については、今年度も引き続き子育て世帯への支援策として継続実施します。国は、10月から保育料の無償化を打ち出し、給食費の副食代のみ徴収するようにしておりますが、町としてはこの部分についても無償としてまいります。

保育園の園児数は減ってきておりますが、町内の全保育園と東白川村の保育園との交流の機会をもち、集団での子どもの育ちを大切にしております。また、家庭・地域との連携を密にし、心身ともに健全な子どもの成長を支えてまいります。

子育て支援センターは、年間約4,000人の利用者があり、いつでも気軽に遊びに来られる場所として子育て中の親子の憩いの場となっています。今後も子育ての悩みや不安を緩和して、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの応援をしております。

子どもたちの発達支援のための施設、こども発達支援教室「おひさま」は、子どもの発達に必要な援助や保護者への支援を行うための教室として運営してまいります。

また、平成31年度からは保健センター、子育て支援係など子育てに関わる関係機関が連携し、新たに「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、妊娠期から子育て期の途切れない支援の幅をさらに広げてまいります。子育てに対する課題や対策は多岐にわたっており、特に児童虐待等への対応など専門的な知識が求められていることから、保健師や子育て支援専門監を中心に子どもの健やかな育ちを支えてまいります。

また、平成31年度からは、新たに子育て支援の一つとして町独自で実施しております、福祉医療費の無料化を小中学生の範囲から高校生世代の18才までに拡大して支援したいと考えています。

保健医療の充実につきましては、今までの事業を継続するとともに、更なる野菜の摂取を奨めるために作成したレシピ集を、町民会館や道の駅美濃白川などに設置し推進してまいります。また、救急医療に対する報酬改定により二次的医療施設である白川病院の負担が大きくなっていることから、山間地域における救急医療継続のため、町が新たに助成を行ってまいります。骨髄移植ドナーの普及に関しましても、提供者が提供しやすい環境づくりに向け、骨髄移植ドナー等支援事業助成金制度を開始いたします。

母子保健では、従来の母子健康手帳とあわせてITを活用する、母子手帳アプリを導入し各種情報発信などを行ってまいります。町が助成し白川病院で実施いただいております小児科の専門医療については、現在の月1日程度の受診機会を拡充するため助成額を増額し、週1日・月4日の受診を確保したいと考えています。

精神保健では、平成30年度に策定を終える白川町地域自殺対策計画に基づき、重点項目の推進と町の課題を探るとともに、他部署との連携の中で自殺対策に取り組んでまいり

ます。また、傾聴ボランティアなどへの委託を通じ、外出の困難な独居高齢者に対しての訪問型傾聴ボランティア派遣を継続し、地域での見守り体制の支援もあわせて高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。また、若者のサポート推進事業も継続をしてまいります。

成人保健では、今までの事業を継続するとともに、多くの町民に健康への関心を持ってもらい、健診を受けていただくことで生活習慣の改善や適正な医療に結びつけるなど、重症化予防に努めてまいります。特に、健康障害に結びつきやすい糖尿病に注目し、透析や糖尿病性腎症など重症化を招かないよう医療との連携の中、個人に対する支援を進めてまいります。運動面に関しましては、健康寿命が延伸できるように町民の歌を利用した「健康体操」をスポーツリンク白川と共同して、町民の皆様に広く親しんでいただけるよう普及に努めてまいります。

本町の75歳以上の高齢者人口のピークは、国が示す推計値と比較しますと早くピークを迎えております。介護保険の地域支援事業では、「在宅医療・介護連携の推進」、認知症地域支援推進員を軸とした「認知症施策の推進」、地域の課題の抽出と施策化を目指す「地域ケア会議の推進」、高齢者の暮らしやすい地域を考える「生活支援サービスの体制整備」に加え、平成30年度に認知症初期集中支援チームを設置し、初期の認知症対策をスタートしました。また、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的、継続的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するため、住民主体の活動を推進し、社会福祉法人をはじめ、専門機関や専門職の連携を図りながら、地域共生社会を目指して総合相談窓口の設置準備を進めてまいります。地域包括支援センターの包括的支援事業は引き続き医療法人に業務委託としますが、地域包括支援センター運営協議会において運営等評価項目を定めましたので、今後は運営協議会において評価をしながらPDCAのサイクルを行い、運営の強化、質の向上に努めてまいります。また、介護保険施設においては、「さわやか白楽園」デイサービスセンターの浴槽濾過装置や佐見デイサービスセンター「せせらぎ園」の給湯設備が老朽化しており、利用者にとって快適な環境を整備するため支援を行ってまいります。

障がい者施策では、「障がい福祉計画」に基づき、平成30年度に保健福祉課内に社会福祉協議会から1名の出向職員を迎えて、障がい者福祉の充実を図るため、障がい者基幹相談支援センターを設置しました。今年度は、より充実を図るため中濃圏域の地域生活支援事業所との連携を図りながら障がい者の生活を地域で支え、さらなる障がい福祉サービスの提供に努めてまいります。また、障がい者福祉施設の「白竹の里」では、施設の老朽化

に伴い屋根、トイレ及び風呂などの給排水施設の修繕工事などが予定されており、利用者の環境整備の充実にも支援を行ってまいります。

国民健康保健事業については、増大する医療費の課題を解決するため、都道府県が財政運営の責任主体となって2年目を迎えることとなりました。安定的な財政運営や効率的な事業運営を引き続き進めてまいります。近年の医療費の増大と被保険者の減少並びに保険税収入の伸び悩みなどにより、平成32年度に向け、保険税を見直さなければならないと考えております。国民健康保険会計の安定した運営のために皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(4) 安全・安心・便利なまちづくり

昨年3月、長年にわたり国に要望してきました「国道41号上麻生防災事業（飛水峡街道）」が新規事業化されました。七宗町川並から白川町河岐までの約6.2キロ区間で、現道の一部利用しながら落石などの恐れがある場所をトンネルや橋を設ける計画となっております。3月16日には「中心杭打ち式」が執り行われる予定です。この工事が着工されれば、工事にかかわる人・物・金がこの地域に集まり、地域への経済波及効果が期待されます。更に、この道路が完成すれば、道路利用者が安全に利用できることはもちろん、地域住民の生活、観光、物流など非常に大きな効果が期待できます。引き続き近隣市町村や関係機関の皆様と連携をとりながら、一日も早い着工と完成を目指し最大限の努力をしてまいりますので、地権者の皆様を始め、関係各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

また、国道256号及び幹線主要地方道においても、継続的に事業展開がなされておりますが、引き続き、地域の活性化、豊かな暮らしの実現のほか災害に強い地域づくりを目指し、関係市町村・団体と連携し積極的な要望活動を展開してまいります。

町道につきましては、橋梁など道路施設のメンテナンスサイクルが2巡目に入ります。さらなる予防保全による道路施設の老朽化対策を推進してまいります。平成31年度では、橋梁修繕1橋と舗装修繕3箇所のほか、トンネルの修繕を行う計画です。そのほか、橋梁の新設、道路の幅員改良、落石防護施設の設置など、国の社会資本整備総合交付金や過疎対策事業債、辺地対策事業債など交付税措置の有利な起債を活用し、生活道路の整備を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、給水人口の減少による料金収入の減少や老朽化施設への対応など課題も多い状況の中で業務を遂行しておりますが、水道施設の維持管理については、土木、機械、電気といった幅広い知識を必要とするため、経験者不足により万全な体

制が保てなくなりつつあります。このため、水道業務のうち、施設の維持管理業務について、広く専門知識を有する民間事業者への外部委託を行うことで、安全、安心な水道水の供給を継続的に行うこととしています。また、水道事業を将来に渡り安定的に継続し、一層の基盤整備を図るためには、水道料金の見直しや施設の統廃合、施設規模の見直しなどが必要であります。それには公営企業会計の考え方を取り入れることが不可欠であり、公営企業会計の導入に向け準備を進めてまいります。

一般廃棄物対策事業では、人口が減少する中、ごみの排出量はなかなか減らない状況が続いていることから、「ごみの発生を抑制する（リデュース）」、「使えるものは繰り返し使う（リユース）」、「資源物は分別して再利用する（リサイクル）」の3R活動の取り組みをさらに進め、引き続き関係機関と協力し、ごみの分別、減量化、資源化を推進してまいります。また、親族等の協力が得られず、自らごみを集積所まで搬出することが困難な高齢者等を支援する「高齢者等のごみ出し戸別収集支援事業」については、モデル事業を通じてサービス内容等について検証を行い、本格実施に向け、事業内容や実施方法等について検討してまいります。

町営住宅管理事業では、住生活に関する現状や意識を客観的な数値として把握し、そこからみえる課題・対策を計画に反映するため「住生活に関するアンケート調査」を実施させていただき、その結果等を踏まえ、岐阜大学の協力のもと「白川町住生活総合計画」の策定を進めてまいりました。平成31年度に高齢者住宅や移住定住関係住宅の整備について検討委員会等を立ち上げ、具体的な協議に入っております。

昨年は世界的な異常気象の中、全国至るところで災害が発生しました。台風7号の接近や梅雨前線の停滞により、西日本や東海地方を中心とした広範囲で長期間にわたる記録的な大雨となり、町内でも7月8日に「大雨特別警報」が初めて発表され、飛騨川や白川の河川が増水して白川地区、白川北地区、佐見地区に被害をもたらしました。改めて災害の恐ろしさを実感したところです。こういった台風や局地的な豪雨による災害から身を守るため、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、町内では土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域のあわせて263カ所が新たに土砂災害の起る恐れがある区域として認定される見込みであり、土砂災害ハザードマップの更新を計画しています。また、3月末までには、町内主要河川5カ所に危機管理型水位計が設置され、水位計から得られる情報が岐阜県のインターネットホームページ「川の防災情報」で一般公開されますので、避難勧告等の判断材料にしていきたいと考えています。さらに、平成30年度から着工している下佐見久室地内の急傾斜地崩壊対策事業については、早期完成を目指し引き続き取り組

んでまいります。

広範な本町において、有事の際の公共機関による支援には限界があり、町民の皆さんが一致団結して共に助け合う共助が最も大切であります。町内に住所を有する防災士が年々増えつつあり、現在では18名の方が資格を取得されています。地域に根ざした防災活動を一層充実させるため防災士の皆さんにも協力をいただくとともに、昨年まで各自治会へ一律で交付していましたが申請による交付に見直すこととし、さらなる防災強化につながる取り組みに期待するところです。

また、防災の要として活躍する消防団は、地域住民の生命、財産、身体を災害から守るため献身的に仕事を持ちながら昼夜を問わず、地域で重要な役割を担っていただいております。消防団は、いち早く現場に駆けつけ、地域住民の救助や避難誘導等の活動を行うなど地域防災力の中核として、地域の安全・安心を担い、地域コミュニティの活性化にも貢献いただいているところですが、近年、団員を確保することが難しくなっており、今後の消防団活動のあり方を長期的な視野に立ち、消防詰所の統合、車両台数及び団員定数を検討したいと考えています。

平成30年10月1日、懸案でありました新しい公共交通システム「おでかけしらかわ」をようやくスタートさせることができました。午後5時台、6時台に加え、8時着のJR便にも対応したことで、高校生の利用者、またその保護者からは「以前より便利になった」と概ね高い評価をいただいています。ただし、昼間の予約制バスにつきましては、白川中央線への接続が不便、利用方法がわかりにくいといった声も少なからず寄せられているところです。便利に活用できることを理解していただくために、各地域部会と連携し、乗り方教室等を開いてPRに努めているところですが、まずは慣れていただくためにも、少しでも多く利用していただきたいと考えています。現在の運行内容に関しまして見直しの必要性も承知いたしておりますので、利用者から寄せられましたご意見などを参考に、逐次検証を行いながら改善を図りたいと考えています。

なお、ご要望の強い福祉有償運送につきましては、平成31年度において実証運行をスタートさせることとしております。実証運行を行う中で、利用者ニーズを把握しつつ、本格運行に向けた検討を進めてまいります。

定住対策としましては、昨年子育て世帯の支援策としてリフォームにかかる経費の一部を助成する「白川町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業」をスタートいたしました。住宅取得支援事業とあわせて引き続き定住支援を促進してまいります。

重要課題のひとつである庁舎整備は、庁舎整備検討委員会からの答申及び議会特別委員

会からの意見書の内容を踏まえ、町民の利便性を低下させることなく、防災拠点としての機能を発揮できる場所を、河岐地区で検討し、町民会館と機能を分散する庁舎整備方法についても研究をしております。候補地や建設スケジュールは、学校再編方針と歩調を合わせ、公共施設の複合・集約化などを検討しつつ決定をしております。

(5) 白川を愛し、たくましく心のあったかい人を育むまちづくり

教育運営の基本方針につきましては、後ほど鈴木教育長から詳しく申し上げますが、施策の主なものについて私からご説明いたします。

児童生徒数は引き続き減少の傾向にあり、平成31年度も白川小学校、白川北小学校、佐見小学校では複式学級がそれぞれ1ないし2学級となりますが、国語、算数等の教科については、学年ごとの指導ができるよう引き続き講師を確保しております。また、特別な支援が必要な児童生徒のための講師や支援員についても、人員を確保し配置しております。

昨年1月の義務教育学校設置に関する審議検討委員会において、各地区学校運営協議会を通じて集約された意見や検討内容をもとに、現在、白川小学校と白川北小学校の統合に向けた準備を進めております。あわせて、昨年11月に立ち上げた小中学校再編検討委員会に対して、望ましい教育環境について教育委員会から諮問しており、今年9月には答申をいただく予定であります。その答申内容については、第6次総合計画策定に反映させることとしております。

本町の平成31年度の小中学生は合わせて464名の見込みであり、10年前と比較して338名減少しております。さらに5年後には370人になる見込みです。このような状況の中、学校再編は急務の課題として教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。

学校施設については、現在学んでいる子どもたちの日々の学校生活に支障が出ないように、必要な修繕に努めてまいります。

また、新しい公共交通システムの実施に伴うスクールバス運行の外部委託は、2年目を迎えます。引き続き児童生徒の安全な登下校の確保に努めてまいります。

学校給食センターは、調理・配送部門を外部委託して2年が経過し、3年間の委託契約の最終年度となることから、再委託についての選考準備を進めてまいります。今のところ委託による不都合な点はなく、スムーズに業務を進めていただいております。施設については、建築後25年が経過していることから、施設改修計画に基づき順次改修を進めてまいります。

設立3年目を迎える「一般社団法人スポーツリンク白川」については、子どもからお年寄りまでの幅広いスポーツ活動を支える組織として実績を積み上げてきました。引き続き、連携しながら、スポーツの振興と地域の活性化、健康づくりの推進に努めてまいります。また、11月には、東座で「飛騨美濃歌舞伎大会」が17年ぶりに開催を予定されており、町民の皆様とともに地歌舞伎の保存と発信にも努めてまいります。

(歳入)

以上で、歳出予算の説明を終わり、続いて、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国は、経済再生と財政健全化に着実に取り組むこととしており、「新経済・財政再生計画」に沿った改革推進とともに、本年10月からは消費税率の引き上げを実施し、少子高齢化対策に対する安定的な財源確保を目指しております。

この政策のメインである「幼児教育の無償化」について、初年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応するとのことですが、具体的な交付基準等が示された時点で予算化をし、交付を受けることが可能であるならば、従来から実施している保育料無償化に対する財源にしていきたいと考えています。

また、現行の自動車取得税に代わって消費税率が上がるタイミングで導入される「環境性能割交付金」は、半年分で試算をして計上しておりますが、減収に伴う国の財政措置についても、交付基準が明確となった時点で予算化させていただきます。そのほか、地方財政計画のなかで重点課題対応とされている「森林環境税」は、税の徴収より先行して「森林環境譲与税」の交付が予定されており、森林整備や人材育成等の財源とするよう当初予算案に計上しております。

町の歳入のうち、4割を占める地方交付税につきましては、平成30年度の普通交付税交付実績（22億8,278万円）と、国の地方財政計画（案）から試算を行い、計上いたしております。この交付税のうち、「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応した「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」が基準財政需要額に算入されていますが、「地域の元気創造事業費」では、行革努力分の算定から地域経済活性化分への算定へ、「人口減少等特別対策事業費」では、取り組みの必要度に応じた算定から取り組みの成果に対する算定に年々シフトされています。交付税に限らず、補助・交付金事業において、地方公共団体による前年度の取り組みの成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の

あり方について検討した上で、所要の措置を講じることとされており、これらを踏まえれば、厳しい財政状況の中において、さらなる創意工夫と主体的・能動的な取り組みが求められることが予想されます。

歳入の10%を占める町債では、農林業用施設整備、道路や簡易水道施設といったインフラ整備や学校施設の整備に対して、後年度に交付税措置される割合の高い過疎対策事業債や、蘇原地区及び佐見地区に次いで、平成31年度からは黒川地区が新たに辺地指定を受けることとなるため、さらに有利な辺地対策債を引き続き積極的に活用してまいります。

歳入全体として、町税や繰入金、町の施設の使用料といった自主財源では、平成30年度当初予算に比べ4%増の15億6,237万円余を見込み、国や県支出金といった依存財源では、平成30年度当初予算に比べ6%減の42億3,763万円を計上し、収支の均衡を図っております。

次に、そのほかの議案の大要について説明いたします。

議第8号は、条例の全部改正で、子育て環境の向上や子育て世代の定住を促す目的で、出産を祝う方向から子育ての節目にあわせた応援制度に改めるため「白川町出産育児給付金等の支給に関する条例」の全部を改正しようとするものです。

議第9号から議第20号までは、条例の一部改正であります。

議第9号は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、白川町総合計画の策定業務を議決事件に追加するため「白川町議会の議決すべき事件に関する条例」の一部を、議第10号は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、国家公務員において超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの措置が講じられることに伴い、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部を、議第11号は、学校教育法の一部を改正する法律により、専門職大学制度が創設されたことを受け、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律及び人事院規則の一部が改正されたことに伴い「白川町職員の自己啓発等休業に関する条例」の一部を、議第12号は、美濃白川楽集館の閉館時間を変更することに伴い「美濃白川楽集館の設置及び管理に関する条例」の一部を、それぞれ改正しようとするものです。

議第13号は、中学生までを対象としていた福祉医療費の助成を、高校生世代にまで拡大するため「白川町福祉医療費助成に関する条例」の一部を、議第14号は、第8次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が改正されたことに伴い「白川町災害弔慰金の支給等に関する条例」の一部を、議第15号は、健康保

険法施行令の改正による「白川町国民健康保険条例」の一部を、それぞれ改正しようとするものです。

議第16号、議第17号及び議第19号は、平成31年10月からの消費税率引き上げに伴い「白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例」、「せせらぎの里美濃白川ふるさと体験村の設置及び管理に関する条例」及び「新白川温泉施設の設置及び管理に関する条例」について利用料金等の見直しを行うため、それぞれ条例の一部を改正しようとするものです。

議第18号は、農園付きコテージの有効な活用を図るため「白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例」の一部を、議第20号は、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が変更され「白川町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」の一部を、それぞれ改正しようとするものです。

議第21号は、白川町介護予防拠点施設として活用してきた「まめな館とみだ」において、利用者が全員退去し、介護予防の目的が果たされたため「白川町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例」を廃止しようとするものです。

議第22号は、公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

(補正予算)

議第23号は、平成30年度一般会計補正予算、議第24号は、簡易水道特別会計補正予算であります。

一般会計では、国の3カ年緊急対策事業として取り組む防災・減災、国土強靱化のうち、特に緊急を要する事業として、黒川下之平地区と河岐前山地区の地籍調査業務が位置付けされたため、地籍調査事業に3,357万円を追加、県補助金である「元気な農業産地構造改革支援事業費」の交付を受けて実施する乗用型摘採機補助に1,124万円を計上したほか、各事業の実績見込みにより減額調整するとともに、国県支出金や基金繰入金、町債等の財源調整をいたしました。

簡易水道特別会計では、施設建設改良費等の事業実績見込みに伴い、3,100万円を減額し、補正後の予算総額を7億1,100万円としております。

そのほか、追加提案として、工事請負契約の締結1件と人事案件1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、平成31年度における行財政運営の基本方針と、あわせて私の所信の一端を表明させていただき、今議会に提出いたしました諸議案の大要について説明してまいりました。また、審議の過程ではさらに詳細な補足説明もしながら、議会審議をお願いしてまいります。

何とぞ、議員の皆様のご活発なご審議をお願い申し上げるとともに、提案しております諸議案に対しご理解とご承認を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、白川町議会第1回定例会開会の町長説明とさせていただきます。

長時間ご清聴ありがとうございました。

次に、鈴木教育長から、町の教育運営の基本方針について説明を行いますのでよろしくお願いいたします。

白川町教育運営の基本方針

1 教育に関する国の動向

学習指導要領が改訂され、2020年度からは小学校が、2021年度からは中学校がその全面実施となります。新しい学習指導要領では、学校教育を通じて最終的に実現すべき目標として「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」及び「学びに向かう力・人間性等の涵養」が挙げられています。特にこのたび、人間性の涵養という文言が付け加わりましたが、このことについては本町の教育と重ね合わせて後述します。

また、文部科学省は、今を教育の大きな転換点ととらえ、次の4点に力を入れて取り組むと報道しています。それは、1. 新時代の学びを支える先端技術の活用、2. 学校における働き方改革の推進、3. 教育の無償化・負担軽減の推進、4. 大学改革の推進というものです。さらに、スポーツの実施率の向上、障害者スポーツの振興、学校体育の充実、伝統文化から現代芸術まで幅広い文化による国づくりをオールジャパンで推進すると報道しています。なお、1と3に関して、本町ではICT等先端科学の活用や3歳児以上の保育料の無償化は国の政策より先行して実施しております。

2 白川町における教育の現状と課題

(1) 子どもたちの活躍とその背景

本町の子どもたちは安定した学校生活を送り、さらに文化・スポーツ面でも優れた作品、結果を生み出しています。それは少子化により一人一人に目が行き届き、きめ細かな指導ができるというよさが一番の原因でしょう。さらに背景として、保育園・学校と保護者や地域との信頼関係が土台になっていること、さまざまな困難さを抱えた子どもに対して0歳から15歳までの途切れのない支援を継続してきた結果であると考えています。また、協同的な学習を実践したり、テレビ会議システム・タブレットPC等のICTを活用した授業を行ったりしていることが子どもたちの学ぶ意欲を高めてきているためと考えます。

(2) 少子化による課題

子どもたちの活躍の一方で少子化による様々な課題も表れています。

白川小学校、白川北小学校、佐見小学校においては複式学級が1ないし2学級ずつ存在します。これについては非常勤講師を配置し、国語や算数などの教科においては単式で授業が受けられるようにしています。しかし全国的に教員の人材が不足しており、非常勤講師の配置が困難になっています。また、講師が見つかって単式授業にすると今度は学習集

団が数人になってしまい、大人数による多様な考えをまとめ、新たなものを創り上げるというような学習の機会が少なくなってしまう。

中学校においても少子化により学級数が減ることで配置される教員の数が減り、すべての教科の指導に専門の教師が配置されないという課題が生じています。これはかなり前からのことですが、これに対しても非常勤講師で対応したり、講師が見つからないときは県教委に免許外指導の許可を得て指導する、さらには兼務を発令して、いくつかの学校を指導するという対応をしたりしています。また、子どもにとっては部活動の選択肢がますます減ってきているという課題があります。

これらの課題は、子ども自身から発生した課題ではなく、教育制度や教える側の体制整備などの課題であると言えます。

3 平成31年度の教育の方針

私たちは全国的に進めようとしている教育政策の理解とともに、本町独自の現状と課題を国の政策と関連させてどう解決していくかが重要となってきます。

(1) 体験を重視した教育行政

①人間性の涵養と体験

私は就任以来、体験を重視した教育行政について機会あるごとに話してきました。冒頭で「人間性の涵養」という文言に触れましたが、このことと体験との関連についての思いを述べさせていただきます。

人間性の涵養とは、人間らしさがじわじわと養い育てられていくということです。人間らしさとは、人間だけにあるもの、人間だけができるものであり、これについては古代ギリシャの哲学者の時代から論じられています。私たち現代人の誰もが感覚的には気付いていてもなかなか一言では言えません。そこで、心理学者マズローの理論を採用し、「人間とは自己実現に向けて自分自身を磨いていく存在」であると考え、そこに人間らしさというものがあると捉えます。

では、どのようにして人間性を涵養していくか。保育園での生活、学校での教科、道徳などの学習はすべて人間性の涵養につながるものでありますが、私が就任以来、体験を重視した教育行政を推進すると申してきましたのも人間性の涵養の大事な要素であります。

ドイツの詩人・劇作家のゴットホルト・エフライム・レッシングの言葉に「自分の経験はどんなに小さくても百万の他人の経験より値打ちのある財産である」というものがあります。

白川町の自然、文化、歴史、そして人々に触れる体験を通して、その素晴らしさや面白さを感じたり、知的好奇心を高めたりしていくこと、また、美しいもの、より善いもの、真なるものを求め、思いやりの心を持ち、自他の存在を尊重して生きていくところに人間らしさがあります。したがって教育行政としては、そういった感動やものの見方・考え方が芽生えるような体験を意図的・計画的に仕組んでいく必要があります。

②保育園や学校において

保育園や学校での生活や学習の基礎基本はそのすべてが人間性の涵養につながるものがあります。これまでも大切にしてきましたし、これからも続けていくわけですが、特に保育士や教師はその体験から子どもに何が育っているかをしっかりと見届けながら指導していく必要があります。つまり評価をしながら次の指導につなげていくことが重要になってきます。発達に伴って子ども自身が自己評価することもできるようにしていきます。

本町では各小中学校長が「特色ある教育活動交付金」の計画書を作成し、審査会でこの計画をレクチャーし、教育委員と教育委員会職員で精査の後、必要な予算を付けるという他にはない取り組みがあります。これは前述した生活・学習の基礎基本ではなくて、その学校ならではの自然、環境、文化、歴史などを活かした体験活動を応援しているものです。中学校の例を紹介しますと、白川中学校のリズムダンス、起業家学習、黒川中学校の歌舞伎や三味線などの伝統芸能学習、佐見中学校のC B C合唱コンクール参加、他地区中学校との合唱やスポーツ交流などがあります。今後も、どの学校でも共通に行うこととその学校の特色を活かして行う体験を支援していきます。

体験を意図的に計画することの重要性を述べてきましたが、直接体験できることは限られています。従って、ICTの活用や読書による間接的体験も非常に重要になってきます。そのためのパソコンの更新、図書充実などにも力を注いでいきます。ただし、ICTに関しては機器を使うことを目的とするのではなく、目的を達成するための道具として活用することを学校に周知していきます。

途切れのない支援に関しては、本町では平成11年に保育園業務を子育て支援係として教育委員会に移管した頃からの地道な取り組みがその成果を発揮しています。平成25年には白川町子ども発達支援システムとして、子どもの成長段階に応じて、保健福祉課、子ども発達支援教室おひさま、乳幼児学級、保育園、小学校、中学校と教育委員会や専門機関、専門家が連携する仕組みができています。そしてこの仕組みを機能させるコーディネーターとして子育て支援専門監、発達支援対策監の配置が重要であります。

③小学校の英語科とプログラミング教育への対応について

平成32年度からの新しい小学校学習指導要領では、小学校5・6年の英語を教科として扱い、週2時間学習することが決まっています。また、小学校5・6年のプログラミング教育とはプログラミング的な考え方、つまり機械と機械を作動させる言語との関係を学ぶものとされていますが、その内容や方法については教育委員会や学校の創意工夫に任されています。

本町では、平成31年度をこれらに対する黎明期と捉え、各学校の代表者を集めて調査・研究活動を行います。つまり、本町の子どもたちの英語やプログラミングに関する経験や人的・物的環境などを調査の上、小学校の英語科やプログラミング教育が目標とするものを明確にし、白川町ならではの指導計画の作成と指導方法の研究をしていきます。教員の働き方改革が注目されている昨今ですが、今後、小学校の学習内容は非常に過密になり、教師も子どもも消化不良になってしまったりは元も子もなくなってしまいます。そうならないためにも独自に研究開発をする必要があるからです。

④給食センターについて

給食センターは2年間の外部委託を経て再委託の契約準備や施設改修の必要性などがありますが、郷土料理の提供が継続されていることの素晴らしさを再認識しておきたいものです。すなわち、朴葉寿司、アユの塩焼き、五平餅、茶飯、お茶シューマイや卒業バイキングなどなど、白川町ならではの体験であり、子どもにとっても思い出に残るものであります。今後もPTA等の協力のもとに継続していきます。

⑤社会教育において

平成30年度から、中学2年生の「青雲のつどい」は若狭湾青少年自然の家で白川町ではできない海の体験を取り入れています。しばらくの間、ここをフィールドに活動を継続していく予定です。

宮古島市との海山交流事業、青少年のイタリアピストイア市派遣事業は、一部の児童生徒ではありますが、貴重な体験となっています。ともに白川町にはない自然環境や歴史と文化をもった地へ直接訪問することによって感じたり、考えたりしています。子どもたちの作文の内容や報告会の様子から、この体験を通して一回りも二回りも大きくなって白川町へ帰ってきています。

「粋☆生き大学」の開催に当たって、町民会館では講師から直接話を聞いたり、実物に触ったりする体験を増やしています。その際、テレビ会議システムを活用して各地区のふれあいセンターでも遠隔受講できるようにしています。その場合も実物だけは現地に運び、直接触れられるようにして、映像や音声だけで終始しないように心掛けています。

「スポーツリンク白川」の活動は設立3年目に入ります。子どもからお年寄りまで幅広い年代層が幅広いスポーツを楽しめるようスポーツの振興と健康づくりの推進ができるよう環境整備に取り組んでまいります。

地域の子どもは地域で育てるという認識と責任のもと、地域住民や子ども会活動の拠点となる各地区公民館での住民活動や文化事業、歌舞伎をはじめとした地域伝統行事の後継者育成など、各種社会教育団体との連携による活動にも支援をしていきます。

(2) 学校の統合及び再編

少子化による課題については前述しました。これにどう対応していくかについての教育委員会の基本方針は下記の通りです。

- ◆まず、可能な限り地域に学校を存続させたい。しかし、多くの課題が生じている。
- ◆これらの諸課題に対して、同学年の子どもの数を増やせるよう「統合」という方策で解決に当たる。また、「統合」によって新たに生じる課題に対しても可能な限り事前に対策を講じる。そして、町民から「やってよかった」と言われる「統合」にする。
- ◆それでもさらに少子化が進んだ場合、町内で「一小・一中」や「小中一貫校（義務教育学校）」もありうることを視野に入れておく。

この基本方針をもとに、いつまでに統合するのか、どのように統合するのかといった具体的なことは、該当地域に説明に上がったり、専門の委員会に諮問したりして創り上げていくと述べました。

①白川小学校と白川北小学校の統合について

2月の時点での見込みですが、平成31年度の複式学級は、白川小学校には2・3年と4・5年の2学級、白川北小学校では5・6年の1学級、佐見小学校は3・4年と5・6年の2学級となります。30年度と複式学級が違うのは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（いわゆる「標準法」と呼ばれるもの）と「岐阜県の学級編制基準」に従い、たった一人で学級が増えたり減ったりするからです。このように年度によって複式になったり単式になったりすることは、教育計画作成や教員配置及び指導の面で非常に多くの困難があります。

白川小学校と白川北小学校の統合については、平成29年度の各地区での学校運営協議会、義務教育学校設置に関する審議検討委員会で話題がのぼり、平成30年度においては総合教育会議、議会定例会などを経てその方向が決められ、教育委員会は各地域へ説明にまわってきました。その過程において、統合後の校名、校歌といった質問の他、校舎等の

安全性に関する質問が出され、それらの質問の回答を用意して再度地域へ説明に上がる予定であります。

去る2月初旬、両校の管理職と教務主任、教育委員会事務局職員で現在の教育計画を突き合わせ、統合後の姿を構想したところ、再来年度には新しい小学校として十分やっつけられる手応えを感じました。そこで来年度と再来年度は統合のために特別に教職員を一名増員していただくよう県教委に申請し、統合に向かっていく予定であります。両校においては、来年度は統合に向けての履修漏れの無いよう授業を進めるとともに、白川小学校と白川北小学校の財産を引き継いだ新しい教育課程を作成していきます。あわせて、通学方法の見直し、使わなくなった校舎の活用方法、校名、校歌など、教育委員会事務局とともに細部に渡って準備を進めてまいります。

② 8小中学校の再編について

来年度の本町の児童生徒数は464人の見込みですが、今から5年後には370人になる見込みです。さらにその時の中学校3年生は50人ですが、小学校1年生は28人の見込みです。学年の人数は均等ではなく、大幅に減少していきます。すると今から10年後の町全体の児童生徒数は300人を大きく下回ることも容易に予想されます。したがって、冒頭に述べましたように、町内で「1小学校・1中学校」あるいは「1小中一貫校（義務教育学校）」も視野に入れたランドデザインを早急に創る必要があります。そのために「小中学校再編検討委員会」が立ち上がり、今年9月には答申をいただくようになっております。

町内8校の今後のランドデザインが完成していないまま、まず白川小学校と白川北小学校の統合を進めることにご理解をいただくことには厳しいものがあつたことを十分承知しております。しかし、白川小学校と白川北小学校の統合によってしばらくは複式学級が解消されます。また、校区は広がりますが、バス通学によって児童や家庭にかかる負担をできるだけ少なくします。そのため、スピード感をもってこれを進める必要があることのご理解を賜りたく存じます。ただし、このたび白川小学校と白川北小学校が統合しても、10年後には再び複式学級が存在する時代がくるでしょう。そこまで考えて計画を立てる必要があります。

広い面積を有する本町では、いつ、どこに、どのような学校をつくっていくことが10年後、20年後の白川町の子どもたちにとっていいのか。この連立方程式を解くことは大変難しいのですがやっつけなければなりません。

何とぞ、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げ、白川町議会第1回定例会開会の教育長説明とさせていただきます。